

## 各事業における今後の課題

### 【保育・教育（1号）】

- 幼稚園教諭不足
- 児童数の減少に伴う提供体制の検討（認定こども園化等）

### 【保育・教育（2号）】

- 施設の老朽化
- 保育士確保のための確保策の検討（処遇改善等）
- 児童数の減少に伴う保育所の統廃合の検討
- 地域による入所希望の偏りがあり、地域的入所が難しいところもある
- 保育の長時間化（短時間保育＋延長保育だったのが標準時間保育への切り替えの増加）

### 【保育・教育（3号）】

- スペースの確保
- 受け皿確保
- 保育士確保のための確保策の検討（処遇改善等）
- 入園希望が増加傾向
- 児童数の減少に伴う保育所の統廃合の検討
- 配慮が必要な子への対応
- 年度途中の受け入れが困難
- 地域による入所希望の偏りがあり、地域的入所が難しいところもある
- 待機児童の早期解消

### 【放課後健全育成事業】

- 施設、スペースの確保の検討
- 施設の老朽化
- 施設の狭隘化が進み、面積基準を確保できなくなっている
- 支援員（指導員）不足により受け入れができないケースもある
- 長期休業中の利用者増大（需要）とそれに伴う職員配置及び利用体系
- 多様化するニーズ対応（開所時間の延長希望等）

### 【延長保育】

- パート保育士の確保、職員体制の確保
- 長時間保育が常態化しつつある。保育の長時間化（短時間保育＋延長保育だったのが標準時間保育への切り替えの増加）

- 無償化による増加の懸念

#### 【病児保育事業】

- 小規模な自治体では、近隣に病院・診療所が少なく、実施が困難（特に、病児対応型）。
- 保育所等が病児対応型を行う場合には指導医が必要だが、小児科医が少ない。
- 医療機関が病児・病後児保育の必要性の理解が低いため、協力が得られにくい。
- 利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い。
- 保育士や看護師等の確保が困難（人材不足、インフル流行期等の保育士不足、自宅待機時の保障）
- 病児・病後児保育は、子育て世帯が就労継続する上でニーズは高く、拡充は不可欠。一方、市町村では認識に温度差がある。
- 地域によっては利用者が少ない。特定の者が利用している（移住者で近隣に親族がいない等）。
- 子の看護のために仕事を休むことができる環境整備、働き方の見直しを進める必要がある。
- 利用にあたり前日までに申込みが必要な場合があり、利用しづらい。
- 小規模自治体が広域連携により対応しても、他自治体の施設を利用することは利便性が低い場合がある。

#### 【地域子育て支援拠点事業】

- 施設の老朽化
- 保育士の確保や職員の高齢化
- 保健師、コーディネーターとの連携強化
- 近隣地域に施設がなく、活用できない人がいる
- 利用者が固定化されてしまっているため、事業周知が必要
- 保育所等への入園が増えたことによる利用者減少

#### 【利用者支援事業】

- 支援の必要な家庭へのアプローチの必要性
- 相談業務の充実と効果的な連携方法
- 保育士及び保健師の確保

#### 【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

- 事業を活用してもらうため事業周知が必要
- 外部委託の検討
- 案内できる施設が遠方にあるため、送迎に負担がかかる

#### 【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

- 緊急的な事態を想定した事業のため、通年で一定の利用がある事業ではないが、核家族化やひとり親家庭の増加等により、ニーズは増加傾向にある。
- ニーズが集中した場合、利用できないケースがある
- 事業を活用してもらうため事業周知が必要
- 急な対応を要するケースへの体制
- 利用者側の必要性を見分け、配慮が必要となる児童の受け入れ枠の確保
- 外部委託の検討（里親に対するショートステイ委託など選択肢の拡充も検討。）

#### 【ファミリー・サポート・センター】

- 提供会員確保が課題
- 利用率の低いため、さらなる事業周知が必要
- 子育てサポーター養成講座の受講者の減少、受講者が少ないため単独実施が難しい

## 1 一時預かり事業の類型

区分	一般型	幼稚園型 I、II	余裕活用型
対象児童	保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は、在籍していない子ども	I…幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者 II…満3歳未満の小学校就学前子どもで家庭において必要な保育を受けることが困難であると市町村に認定を受けた2歳児。	保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は、在籍していない子ども
実施市町村	6 1 市町村	7 市町村	8 市町村
実施施設	2 2 3	3 2	9 8
施設	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、駅周辺等利便性が高い場所等、一定の利用児童が見込まれる場所	幼稚園又は認定こども園 (IIは幼稚園のみ)	保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所
設備基準	2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98 m <sup>2</sup> /人 2歳未満児 乳児室 1.65 m <sup>2</sup> /人 ほふく室 3.3 m <sup>2</sup> /人		実施場所の定員の範囲内で実施する
職員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育従事者数は最低基準（児童福祉法施行規則第36条の35）に準拠し、そのうち保育士を1/2以上配置</li> <li>・保育従事者数は2名を下らない</li> <li>・保育士以外の保育従事者とは、子育ての知識・経験があり、家庭的保育者と同等の研修を修了した者</li> <li>・保育所と一体的に事業実施する場合は、保育従事者を保育士1名とすることができる</li> <li>・1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を修了したものを保育士とみなすことができる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所の定員の範囲内で実施する</li> </ul>

## 2 課題

### 【実施施設】

- 事業を行っている園等が付近にない場合がある。

### 【設備基準、職員配置基準】

- 保育士、幼稚園教諭不足等、保育人材の確保。

### 【その他】

- 無償化の影響で需要が大幅拡大した場合対応が難しい。
- リフレッシュのための活用に十分に答えられない。
- 利用者が集中する時期の対応が難しい。

### 3 現 状

#### 【利用について】

- 待機児童等により、保育所等を利用できず断続的に一時預かりを活用するケースがあり、本来の一時預かりとしての用途で利用ができないケースもある。
- 街中など需要が高い地区の一時預かりはすぐに予約が埋まってしまい、利用したい施設を利用できないケースがある。
- リフレッシュのための一時預かりも可能だが、できるだけ子育てに携わってもらいたいとの意図で、リフレッシュでの一時預かりの利用回数に上限を設定する市町村もある。